

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	総和行政書士法人
登録番号又は法人番号	1901801
所属する単位会	大阪府行政書士会
事務所名称	総和行政書士法人
事務所所在地	大阪府大阪市浪速区元町二丁目 8 番 1 号
処分年月日	令和 7 年 11 月 25 日
処分内容（種類）	解散の勧告（解散するまでの間の会員の権利の停止を含む。）
上記処分をした理由	大阪府行政書士会会則第 12 条第 1 項に違反した。 （被処分者は、大阪府行政書士会会則に定める納付すべき会費を正当な理由なく滞納した。）
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	大阪府行政書士会会則第 12 条第 1 項 個人会員及び法人会員は、それぞれ、総会で定める額の会費を納入しなければならない。